

別表(第3条、第4条関係)

種目	性能	基準額(円)	対象者	耐用年数
特殊寝台	腕又は脚の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部又は脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	270,000	原則として6歳以上の者で、下肢又は体幹の障がいの程度が1級又は2級のもの	8年
特殊マット	じょくそう又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	100,000	次のいずれかに該当する者 (1) 原則として3歳以上18歳未満の児童で、下肢又は体幹の障がいの程度が1級又は2級のもの (2) 18歳以上の者で、下肢又は体幹の障がいの程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。)	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	原則として6歳以上の者で、下肢又は体幹の障がいの程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。)	5年
体位変換器	介護者が障がい者の体位を変換させるもので、容易に使用し得るもの	15,000	原則として6歳以上の者で、下肢又は体幹の障がいの程度が1級又は2級のもの(下着交換等に当たって家族等の介護を必要とする者に限る。)	5年
移動用リフト	障がい者を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000	原則として3歳以上の者で、下肢又は体幹の障がいの程度が1級又は2級のもの	4年
訓練いす	原則として付属テーブルのついたもの	33,100	原則として3歳以上18歳未満の児童で、下肢又は体幹の障がいの程度が1級又は2級のもの	5年
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	原則として3歳以上18歳未満の児童で、下肢又は体幹の障がいの程度が1級又は2級のもの	8年
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	90,000	原則として3歳以上の者で、下肢又は体幹の障がいを有し、入浴に介助を必要とするもの	8年

シャワー キャリー	入浴時に補助ができ、 障がい者又は介護者 が容易に使用し得る もの	300,000	原則として3歳以上 のもので、下肢又は体 幹の障がい程度が1 級又は2級のもので、 入浴に介助を必要と するもの	8年
ポータブル トイレ	障がい者が容易に使用 し得るもの(手すりを 付けることができる。取 替えに当たり住宅改修 を伴うものを除く。)	20,000	原則として3歳以上 の者で、下肢又は体幹 の障がいの程度が1 級又は2級のもの	8年
T字状・棒 状の杖	木材が主体のもの	2,310	平衡機能、下肢又は体 幹の障がいを有する 者	3年
	軽金属	3,150		
移動・移乗 支援用具	転倒予防、立ち上がり 動作補助、移乗動作の 補助、段差解消等の性 能を有する手すり、ス ロープ等であって、必 要な強度と安定性を 有するもの	60,000	原則として3歳以上 の者で、平衡機能、下 肢又は体幹の障がい を有し、家庭内の移動 等において介助を必要 とするもの	8年
頭部保護 帽	ヘルメット型で、転倒 の際に頭部を保護でき る性能を有するもの。 A スポンジ、革を主 材料に製作 B スポンジ、革、プ ラスチックを主材料 に製作	A	平行機能、下肢若しく は体幹機能障がいを 有する者、知的障がい の程度がA判定の者 又は精神障がいの程 度が1級の者で、てん かんの発作等により 頻繁に転倒するもの	3年
		B		
特殊便器	足踏ペダルで温水温 風を出し得るもの及び 知的障がい者を介護 している者が、容易 に使用し得るもので、 温水温風を出し得る もの(取替えに当たり 住宅改修を伴うもの を除く。)	151,200	原則として6歳以上 の者で、上肢障がいの 程度が1級又は2級 の者、若しくは、6歳 以上の者で知的障が いの程度がA判定の 者	8年
火災警報 器	室内の火災を煙又は 熱により感知し、音又 は光を発し屋外にも 警報ブザーで知らせ 得るもの	15,500	視覚、聴覚、下肢、体 幹機能のいずれかの 障がいの程度が2級 以上、知的障がいの程 度がA判定又は精神 障がいの程度が1級 の者で火災発生感知 及び避難が著しく 困難な障がい者のみ の世帯及びこれに準 ずる世帯	8年
自動消火 器	室内温度の異常上昇 又は炎の接触で自動 的に消火液を噴射し、 初期火災を消火する	20,800	視覚、聴覚、下肢、体 幹機能のいずれかの 障がいの程度が2級 以上、知的障がいの程	8年

	ことができるもの		度がA判定又は精神障がい程度が1級の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	41,000	視覚障がいの程度が1級又は2級のもので、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	12,000	原則として6歳以上の者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のものの	10年
聴覚障がい者屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	6歳以上の者で、聴覚障がいの程度が1級又は2級のものの(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められるものに限る。)	10年
	時間を振動により伝える時計	24,000	学齢児以上の聴覚障がい児・者であって、音の感知ができていない者	5年
透析液加温器	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	51,500	原則として3歳以上の腎臓機能障がいの程度が3級以上の者で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	5年
ネブライザー(吸入器)	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000	原則として6歳以上の者で、呼吸器機能障がいの程度が3級以上のもの又は同程度の障がいと医師の判断による書面をもって証明されたもの	5年
電気式たん吸引器	障がい者が容易に使用し得るもの	56,400		5年
酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000	呼吸器機能障がいの程度が3級以上で、在宅酸素療法又は人工呼吸器装着者	10年
人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー(充電器及びバータを含む。)	介護者が容易に使用し得るもの	100,000	常時人工呼吸器を装着している者で、医師の判断による書面をもって証明されたもの	10年

盲人用体温計（音声式）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000	原則として6歳以上の者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	5年
盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000	6歳以上の者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	5年
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800	原則として6歳以上の、音声言語機能障がい者又は肢体不自由者で、音声・言語機能に著しい障がいを有するもの	5年
情報・通信支援用具	障がい者が情報機器を使用する際に必要な周辺機器、アプリケーションソフト	100,000	視覚障がいの程度が1級若しくは2級の者又は上肢機能障がいの程度が1級若しくは2級の者	5年
点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	18歳以上の視覚障がいの程度が2級以上の者であつて、必要と認められるもの	6年
点字器（標準型）	A 32マス18行、両面書真鍮板製	10,712	視覚障がいを有する者	7年
	B 32マス18行、両面書プラスチック製	6,798		
点字器（携帯用）	A 32マス4行、片面書真アルミニウム製	7,416	視覚障がいを有する者	5年
	B 32マス12行、片面書プラスチック製	1,699		
点字タイプライター	視覚障がい者が容易に操作できるもの	63,100	原則として6歳以上の者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの（就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）	5年

視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音・再生）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識できる機能並びにDAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生ができる機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	89,800	原則として6歳以上の者で、視覚障がいの程度が4級以上のもの。	6年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（再生専用）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識できる機能及びDAISY方式により記録された図書の再生ができる機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの（DAISY方式による録音ができる機能を有するものを除く。）	48,000	原則として6歳以上の者で、視覚障がいの程度が4級以上のもの。（既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日から2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。）	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	99,800	原則として6歳以上の者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	6年
視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置に印刷物等を入力することにより以下のいずれかの処理ができるもの (1) 簡単に拡大画像（文字等）をモニターに映し出せるもの (2) 文字を音声で読み上げるもの (3) (1)(2)両方の機能をもつもの	198,000	原則として6歳以上の視覚障がいを有する者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	8年
暗所視支援眼鏡	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	395,000	原則として6歳以上の視覚障がいを有する者で、医師の判断による書面にて必要性があると認められるもの	8年
盲人用時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	13,300	15歳以上の者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの（音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。）	5年

ファックス	音声の代わりに文字 等により通信が可能 な機器で、一般の電 機に接続可能なもの であり、障がい者が容 易に使用し得るもの	35,000	原則として6歳以上 の者で、聴覚又は発 声・発語に著しい障 がいを有し、コミュニ ケーション、緊急連絡 等の手段として必要 性があると認められ るもの	5年
聴覚障がい者用情報装置	字幕及び手話通訳付 きの聴覚障がい者用 番組並びにテレビ番 組に字幕及び手話通 訳の映像を合成した ものを画面に出力す る機能を有し、かつ、 災がいの時に聴覚障 がい者(児)向け緊急 号を受信するもので、 聴覚障がい者(児)が 容易に使用し得るもの	88,900	聴覚障がい者であつ て本装置によりテレ ビの視聴が可能にな る者	6年
人工喉頭 (笛式)	呼吸によりゴム等の 膜を振動させ、ビニ ール等の管を通じて音 源を口腔内に導き音 化するもの	5,150	音声機能障がい者で あつて、次のいずれか に該当するもの (1) 喉頭摘出者 (2) 気管分離術等に より喉頭摘出者と同 等の音声機能の制限 があると医師の判断 による書面をもって 証明された者	4年
		気管カニ ューレ付 8,343		
人工喉頭 (電動式)	顎下部等にあてた電 動板を駆動させ、経皮 的に音源を口腔内に 導き構音化するもの	72,203		5年
人工喉頭 (埋込型用 人工鼻)	代用鼻の用具で、呼吸 を加熱及び加湿する もの並びに埋込型用 人工鼻を気孔の上に 固定するもの	23,760 (月額)	喉頭摘出した音声機 能障がい者であつて、 常時埋込型の人工喉頭 を使用するもの	—
点字図書	点字により作成され た図書	必要と認 めた額	主に、情報の入手を点 字によっている視覚 障がい者	—
ストーマ 装具 (消化器 系)	低刺激性の粘着剤を 使用した密封型又は 下部開放型の収納袋 (ラテックス製又は プラスチックフィルム 製に限る。)及びスト ーマ装具の装着時 に皮膚の保護・排泄物 の漏れ防止・皮膚への 装具密着などのため に使用する各種用品	8,858	直腸機能障がい者で あつて人工肛門造設 者、又は医師の判断 による書面をもって必 要と証明された者	—
ストーマ 装具 (尿路系)	低刺激性の粘着剤を 使用した密封型の収 尿袋で、尿処理用のキ ャップ付のもの又は (ラテックス製又は プラスチックフィルム 製に限る。)及びスト ーマ装具の装着時 に皮膚の保護・排泄物 の漏れ防止・皮膚への 装具密着などのため	11,639	ぼうこう機能障がい 者であつて人工膀胱 造設者、又は医師の判 断による書面をもつ て必要と証明された 者	—

	に使用する各種用品			
紙おむつ等	ア 紙おむつ・尿とりパッド イ サラシ・ガーゼ・脱脂綿等衛生用品（手袋含む） ウ 洗腸用具（耐用期間6ヶ月程度）	12,000	3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。 (1)治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマ変形のためストマを装着することができない者 (2)先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者 (3)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 (4)脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿又は排便の意思表示が困難な者であって、医師の判断による書面をもって証明されたもの (5)原因となる疾病の発生時期が6歳未満の者であって、体幹機能障がいを有し、かつ、排尿又は排便の意思表示が困難と医師の判断書をもって証明されたもの（体幹機能障がいの程度が1級若しくは2級又は上肢・下肢の機能障がいの程度がともに1級若しくは2級のものに限る）	—
収尿器（男子用）	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの（ラテックス製）	普通型 7,931	高度の排尿機能障がいを有するもの	2年
		簡易型 5,871		

収尿器 (女子用)	耐久ゴム製採尿袋を有するもの	普通型 8,755	高度の排尿機能障がい を有するもの	2年
	ポリエチレン製又はプラスチックフィルム製のもの(簡易型は採尿袋20枚を1組とする。)	簡易型 6,077		
居宅生活動作補助用具	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	下肢、視覚、体幹若しくは脳原性移動機能の障害を有するものであって、いずれかの障がいの程度が3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がいの程度が2級以上の者)	—
音声タグレコーダー	ICタグに登録された当該音声情報を読み取り、内容を音声として知らせる機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	59,800	原則として6歳以上の者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のものの	6年
テレビ電話	インターネット回線又は電話回線で、音声の代わりに映像により通信が可能な機器又はテレビ等に接続することによって通信が可能となる機器で、障がい者が容易に使用し得るもの(情報機器(パーソナルコンピュータ)本体、携帯電話は除く)	71,000	原則として6歳以上の者で、聴覚又は発声・発語に著しい障がい を有し、コミュニケーション等の手段として必要性があると認められるもの	5年
パルスオキシメーター	障がい者が容易に使用し得るもの	30,000	呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいの程度が3級以上で、在宅酸素療法又は人工呼吸器装着者	5年
人工内耳専用電池	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの	2,500 (片耳の基準額/月)	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用しているもの。なお、専用電池と充電器・充電池の併給は不可とする。	—
人工内耳用充電器	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの	25,200	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用しているもの。なお、専用電池と充電器・充電池の併給は不可とする。	3年

人工内耳用充電電池	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの	16,800 (片耳の基準額)	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用しているもの。なお、専用電池と充電器・充電電池の併給は不可とする。	3年
人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)	医療保険の対象とならないもの	300,000 (片耳の基準額)	聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受け、5年以上経過している者	5年
人工内耳用イヤーマールド	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの	9,000 (片耳の基準額)	聴覚障がい者であって人工内耳を装着しているもの	—
人工内耳用マイクロホンカバー	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの	4,200 (片耳の基準額)	聴覚障がい者であって人工内耳を装着しているもの	1年
補聴器・人工内耳用乾燥機	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	19,000	聴覚障がい者であって、補聴器・人工内耳を装用している者	3年
視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、視覚障がい者が容易に使用できるもの	29,000	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	6年
ガス漏れ警報器	ガス漏れを感知し、音又は光を発して知らせるとともに、自動的にガス漏れを遮断するもの	20,000	視覚、聴覚、下肢、体幹機能のいずれかの障がいの程度が2級以上、知的障がいの程度がA判定又は精神障がいの程度が1級の者でガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年
音声ガイド付き携帯電話	障がい者が容易に使用し得るもの	59,000	視覚障がい2級以上で、16歳以上の児・者	5年
音声色彩別装置	色彩を認識し、音により色を伝えるもので、障がい者が容易に使用し得るもの	47,000	視覚障がい2級以上で、学齢期以上の児・者	6年
音声キックチェンソール	音声による読上げ機能を有するもので視覚障がい者が容易に使用し得るもの	25,000	視覚障がい者の程度が1級又は2級のもので、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年

音声血圧計	音声による読上げ機能を有するもので視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10,000	視覚障がいの程度が1級又は2級のもので、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年
-------	------------------------------------	--------	---	----

備考

- 1 脳原性運動機能障がいについては、上肢、下肢又は体幹の障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 対象者の年齢要件が原則として6歳以上又は3歳以上である場合において、市長が特に必要があると認めるときは、6歳未満又は3歳未満の者であっても、この事業の対象者としてすることができるものとする。